

# 徳島県環境影響評価審査会 令和3年度第1回 会議録

## 1 日 時

令和3年8月31日（火） 9時00分から12時10分まで

## 2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

## 3 出席者

委員 20名中15名出席

### 【会議次第】

### 【議事概要】

#### 1 開 会

#### 2 議 題

（仮称）那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する審査会の意見について

---

（危機管理環境部グリーン社会統括監開会あいさつ）

（事務局審議内容説明）

（会長）

資料1について、何か御意見ありますでしょうか。

（委員）

昆虫の調査期間について、「1年間の実施」となっている箇所ですが、これは年間を通じた調査の実施が必要であるという旨の表現に修正しておいてください。

（事務局）

そのように修正します。

（会長）

他に意見はないようですので、資料2について、各項目ごとにご審議をお願いします。まずは、各論からご審議いただき、その後、総論について審議した後、全体についてま

とめるという形で進めたいと思います。

(会長)

まずは「(1) 騒音, 低周波音(超低周波音を含む)及び振動」についてお願いします。

(委員)

「事後調査を実施すること」とあり, 事業調査をしながら影響を確認していくことは重要ですが, 設置, 供用を始めた場合に, 環境保全措置を実施したけれども, 低周波音やシャドーフリッカーの影響を訴える近隣住民がいる場合に, 事後調査の結果, データとしても影響があることが認められたというようなケースが出てくる可能性もありますが, その辺をどう考えるのか難しいかなと思いました。

比較的近いところに集落があったと思います。どこまで書けるがわかりませんが, 調査結果を踏まえて, 機種選定や配置に配慮してもどうしても不確実性は残ります。生物, 生態系もちろんですが, 住環境も非常に重要ですので少し議論してもいいかと思いました。

(委員)

事後調査の実施を何につなげることを想定して書かれているのでしょうか。

(事務局)

知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合や, 予測の不確実性が大きい場合に, 実際に稼働しなければ環境への影響がわからないということもございます。騒音・振動, 低周波音については, それぞれの状況によってどういった影響が出るか難しいということもあり, 今の段階から事後調査をしっかり行って欲しいということで記載したものです。

なお, 評価書の次の段階の報告書において, 事後調査および環境保全措置の実施状況が記載されることとなります。

(委員)

ユーラスエナジーの風力発電事業で事後調査はされているのでしょうか?

(事務局)

事後調査報告書が提出される予定となっており, その中で何らかの評価がなされることになると思われます。

(会長)

「(2) 風車の影」については, 意見がないようですので, 続いて「(3) 水環境」について, ご審議お願いいたします。

(委員)

那賀川は流域も広く, 周辺住民の方も事業の影響を心配されていると思いますので, 那賀川の記載の追加が必要だと思います。

また、流域全体を考慮したうえでの環境影響評価をする旨の記載が必要ではないでしょうか。

(委員)

海部川の下流域で植物の調査を実施したところ、希少種がたくさん見つかりました。下流域は伏流水によって育まれておりますが、現地調査や地域でのヒアリングを実施し、上流部での工事の結果、伏流水の水量や水質への影響がないのかという点について考慮してほしいと思います。

(委員)

事業実施予定地周辺の改変の下流への影響は否定できませんので、流域全体で調査すべきであることは求めたいところです。

(委員)

環境影響評価という観点で言うと、調査していくのは事業地中心ということになるでしょう。海部川は下流においても水温が低いのですが、これは下に潜った水が上がってきているということですから、伏流水が多いというのは海部川の特徴だと思います。伏流水の把握、調査は難しいと思いますが、例えば、小さな沢筋をモニタリングし、事業前後を比較するというのも一つの方法かなと思います。

那賀川は下流まで見るのが望ましいのでしょうか、流域面積がかなり大きいので、例えば、事業に関わる範囲の本流、支流筋、それが基本小見野々ダムに入る範囲だったかと思えます。もしそうであれば、小見野々ダムに入るところまで把握していれば、事業が始まって大幅に傾向が変わってきた、というようなことで評価していくことが可能になるかもしれない。

那賀川流域の複数のダム管理者や河川管理者が持っている情報と、事業者の調査、予測の結果を併せて環境影響を評価できるか否かを事業者が検討した方がいいとは思いますが。もし評価できるということであればそれが良いですし、もし情報が不足するというのであれば、下流域も含めた調査を検討してもらおうのでいいと思います。

(会長)

下流域への影響を把握するための適切な調査方法を検討するように、ということに記載していくということでいいでしょうか。

(県グリーン社会統括監)

今頂いた御意見を踏まえると、事業実施想定区域周辺のみならず、下流にも影響を及ぼす可能性があるということで、主要な支流への自動採水器の設置の他に、下流域への影響を把握するための、適切な調査の実施を求める意見を追加するということがよろしいでしょうか。

(会長)

それでは、下流域への影響についても、調査方法について適切なものとするよう再検討する必要があるというような記載にさせていただきたいと思います。

(委員)

「過去の豪雨による土砂災害の経験から、」という部分に関連するのですが、方法書の321頁の予測の基本的な手法において、「過去10年の時間最大値」とありますが、どこかの地域で1000年に1度の降雨もあったと聞いておりますし、これでは不十分かと思えます。

文案としては、「過去の豪雨による土砂災害の経験や想定最大規模降雨（1,000年に1度）を踏まえ、濁りや土砂流量を適切に把握する必要があり、それには、複数年にわたる調査が求められる。」というものを提案します。想定最大規模降雨という言葉については、ハザードマップに採用されておりますので、しっかりシミュレーションしてほしいと思います。この点については、続く「土地の安定性」の項目にも採用できるなら記載できればよいと思います。

(会長)

続いて「(4) 土地の安定性」について、ご審議お願いいたします。

さきほどの水環境の項目で追加を検討した雨量に関する記載を、土地の安定性の項目においても追加できればというご意見がございました。

(委員)

文案としては、「そのため、土地の安定性に関して、過去の降水量に割増率を乗ずるなど、想定最大規模降雨（1,000年に1度）を踏まえた土砂災害のリスクについて検討すること。」というものを追加してはどうでしょうか。

(委員)

海陽町の意見「2.(3) 地盤調査について」において、「現在においても林道の崩落等が起きている地域」と書かれておりますが、例えば、「平均年降水量が3,000ミリメートルを超える地域である。」とあるのを「平均年降水量が3,000ミリメートルを超える地域であり、現在も崩落等が起きている。」などとするとより強いメッセージになると思えます。

(委員)

那賀町と海陽町意見は知事意見にどのように反映されるのでしょうか。これをそのまま添付するというのでしょうか。

(事務局)

知事意見を述べるに当たって両町にご提出いただいたものです。知事意見にそのまま添付するかということについては、まだ検討できておりませんが、両町の意見を踏まえて知

事意見を述べることとなります。

(委員)

例えば、海陽町の「2.(2)水環境について」の項目で、「海部川から飲料水を取水している桑原地区についても適切な調査と予測及び評価を行うことが必要である。」と具体的に書かれていますが、この内容がどのように反映されるのかということが気になりました。

(委員)

かなりローカルな情報ですので、可能であるなら、ぜひ添付を検討していただきたい。

(会長)

続いて「(5)動物、植物、生態系」についてですが、まず前文と①動物の箇所について、審議をお願いします。

(委員)

前文の一段落目に「本事業の実施により、希少生物、生態系に重大な環境影響を受けることが懸念される。」という記載があります。それに関連して、さきほど那賀町と海陽町の意見の添付はまだ検討中とのコメントがありましたが、両町意見のポイントとなる内容はこの答申案にも盛り込んだ方がいいと思います。

那賀町意見の中に「建設工事や事業の実施により動物の生息域等が住居地域や周辺部に移動し、農作物の被害のみならず人命への危険が及ぶことが懸念される」とあり、長年、シカ等の獣害に悩んでいる地域の特徴的な意見と考えられますので、それを踏まえて、「本事業の実施により、希少生物、生態系に重大な環境影響を及ぼし、農作物の被害のみならず人命へも影響を与えることが懸念される。」などとしてはどうでしょうか。

(委員)

コウモリの記載がありませんが、何か理由はあるのでしょうか。コウモリはなかなか情報得られていない希少な哺乳類ですのでしっかり調査するべきだと思います。

(事務局)

事前にこちらからお示した案では、動植物生態系を一括りにした内容としていましたが、寄せられた委員の意見を踏まえ、個別記載にしました。必要であれば追加させていただきます。

(委員)

コウモリに関しては、資料1の④の記載をやや簡略化し、「コウモリの調査期間は、長期間の設置が可能なバットディテクターを利用し、少なくとも春夏秋冬の調査が複数年、必要である」との文言はいかがでしょうか。

また、動物の項目ア～エのうち、調査期間を「複数年」としているものと、例えばツキ

ノワグマだと「3年から5年」と年数を記載しているものがあり、さらに昆虫だと、「3年程度」といった記載があります。「複数年」という表現では解釈に幅が出てきてしまい、事業者としては、普通はお金をかけないで済むように2年と解釈するでしょうし、ここは言い切った方がいいだろうとは思いますがいかがでしょうか。

(委員)

昆虫の調査に関して、何年やればいいのかというものはありませんが、熊本のダム事業の際は5年以上調査されていましたが、それでも新種がいっぱい発見されました。昆虫の調査に関しては、現地を調査する人以外にも、種の同定を行う人も必要となりますし、お金と時間も必要となりますので、本事業に関しては、広大な面積の樹林帯で実施されますので、3年程度と提案した次第です。調査期間は当然長い方がいいのですが、はっきり何年あれば可とは言えないところがあります。最低でも3年は必要かと思いましたが、並行して行い他の調査がそれより長い期間実施されるのであれば、その期間に合わせてやればと思いますが、最低でも3年としか言い様がないところです。できれば5年調査するべきと言いたいところですが、とんでもない数の種が出てくる可能性は高いと思っております。

(委員)

ツキノワグマに関して、一般の方や有識者の方とお話する機会があるのですが、本州では、ツキノワグマによる被害は多く、ツキノワグマなど増やしても困るだけではないか、という認識の方がかなりいる印象を受けます。そのような状況もございますので、四国のツキノワグマの重要性を強調するフレーズが必要ではないかと思っておりますので、「個体数が少ない地域個体群である四国のツキノワグマ」などと記載してはいかがでしょうか。

(委員)

①動物のクマタカやヤイロチョウ、猛禽類の渡りのルート、コウモリなどは本来であれば3年以上はやった方がいいと思いますが、調査年数を増やす一方、調査地点が減らされるということになってしまうと、それでは意味がなく、やはりしっかりとした体制で調査・予測・評価ができる年数が大事だと考えます。①の後段に記載されている内容でもありますが、動物、植物、生態系すべてに言えることですが、定量的な評価ができるような調査地の配置を行うことが必要だと思います。

(委員)

今のご意見に関連しますが、前回までの審査会で、昆虫の調査におけるマレーズトラップの設置箇所数と調査期間について調査方法として適当ではないと意見しました。

(会長)

ありがとうございました。

これまでの議論を踏まえ、前文に農作物の被害、人命への影響に関する記載を追加すること、ツキノワグマに地域個体群の表現を追加すること、個別項目にコウモリを追加すること、昆虫類の調査を3年以上とすることなどを、知事へ答申するものとさせていただきます。

ます。

(委員)

農作物の被害，人命への影響の記載に関連して，後文においても「動物の調査には，」の後ろにシカ・イノシシ・サル等の獣害の調査等も含めて年間を通じた有効な手段，とすべきではないでしょうか。

また，魚類，底性動物の記載が答申案にはないが，この点についてはいかがでしょうか。

(委員)

前回，事業者が来て意見を直接述べたわけですが，こちらから話した内容は理解していただいていると解して良いのでしょうか。それとも改めて指摘しないといけないものなのでしょうか。全て記載するとなると，答申がかなりボリュームになってしまうような気がします。

(事務局)

今日配布した資料に，一般からの意見と事業者の見解がありますが，事業者は前回までの審査会のご指摘も踏まえて回答しているとのこと。前回2回の審査会に事業者は参加しており，述べられた意見については，事業者としては理解していただいていると考えております。

(委員)

答申後，知事意見を経産省へ述べるとのことですが，知事意見に町の意見を添付すべきという意見がありました。

(事務局)

経産省へ知事意見を述べ，その内容を踏まえて，経産省から事業者へ勧告が行われることとなります。勧告には知事意見がそのまま添付されるわけですが，その知事意見に町からの意見をそのまま添付できるかどうかを確認させていただきます。

(委員)

審査会で委員から専門的な意見が多数述べられており，事業者には直接伝わっておりますが，一方，それらの意見が経産省はどの程度伝わるかということが気になります。審議会で懸念されたことは経産省には直接には伝わらないのではないかとこのところ，これを手続きでどのように反映させていくべきでしょうか。町の意見や審査会における専門的な意見も必要なものであればそのまま添付できればと思うのですが。

(委員)

市町村長の意見はおそらく添付できると思います。経産省の審査会の中でも，知事意見は重要ですが，市町村意見も重要視していると聞いておりますし，そのまま添付した方がいいように思います。

(会長)

できるだけ意見は反映していただければと思いますが。  
魚類、底性類の記載の追加はいかがいたしましょうか。

(委員)

コウモリの追加で項目が追加されるという話が出ており、さらに魚類、底性類となるわけですが、個別の記載を次々と増やしてしまいますと、書いてない項目については考慮しなくてもいいでしょうと捉えられかねません。個別項目はあまり増やさない方がいいのではないのでしょうか。そこで、前段の部分に、「下記については特に留意されたい。」といった表現を追加するとよいと考えますがいかがでしょうか。

(会長)

ご意見ありがとうございます。  
それでは、魚類、底性動物についてはいかがいたしましょうか？

(委員)

これまでも、審議会で事業者へ直接コメントしてきたので、追加しなくてもよろしいかと思えます。

(会長)

たくさんの御意見ありがとうございました。  
なるべく簡潔な表現で、必要な内容が伝わるよう修正したいと思います。

続いて「(5) 動物、植物、生態系」の②植物について、審議をお願いします。

(委員)

「事業実施想定区域及びその周辺には、多くのシイ、カシ類が優占する照葉樹林や自然度の高い樹林が残されており、」とあるが、ブナ等に代表される冷温帯林の併記が必要です。また、搬出入路には貴重な着生植物が存在しており、絶滅は確実ですので、搬出入路に関する記載も必要です。

(会長)

今2点ほど指摘がございましたが、冷温帯林を併記すべきとのことでした。冷温帯林を代表する種の名称については、後日事務局に提示をお願いします。また、搬出入路については、事業全体に関わってくるところでございますので、「総論」や「その他」のところで記載するという方法もあるかと思えますが。

(会長)

「徳島県及び環境省版レッドリスト」となっておりますが、「徳島県及び環境省のレッ

ドデータブック及びレッドリスト」に修正をお願いします。

(委員)

その後ろに続く「希少植物」についても「希少植物や重要種」に修正をお願いします。

(会長)

③生態系の記載については意見がないようですので、「(6) 景観」についてご審議をお願いします。

(委員)

地域住民が何を大事にしているものを把握することが重要と考えておりますが、現状、事業者の考える景観資源と、地域の方が大事にしたいと考えている景観資源に、乖離が見られるのではないのでしょうか。そこで答申では、「そのため、」の後ろに「地域住民が大事にしている景観資源及び地域資源について適切に調査、把握するとともに」というフレーズを追加したものにしてはどうでしょうか。また「主要な眺望景観」について、「主要な眺望景観だけではなく、地域住民への生活への影響が」という表現にし、各町や地域の方々の意見も反映させた事業にしてほしいということ、より伝えることができるのではないのでしょうか。

(会長)

現案に、「移動しながらの動画」という表現がありますが、もっと適切な表現はないのでしょうか。

(委員)

「シークエンス景観」とした方が専門家には伝わりやすいとは思いますが。

(会長)

続いて「(7) 人と自然との触れ合いの活動の場」について、ご審議をお願いします。

(委員)

那賀川流域についても、もう少し記載が必要かと思えます。事業地近くにキャンプ場やグランピングの施設もありますし、溪流釣り、鮎釣り、登山者の方もいらっしゃいますので。

(委員)

信仰という点でいうと、木頭地区で、地域の方が初盆の方を河川敷で供養するというような風習があったかと思えます。地域の方にとっては、川というものは、利水、信仰、生業といった、すべての文化に結びつくものという考えがあると思えます。

(委員)

人と自然との触れ合いの活動の場については、海陽町の意見で、地名等、流域全体という考え方でかなり具体的な記載がありますので、やはり町の意見はそのまま出せばいいと思います。

(会長)

それでは、「(8) その他」についてご審議をお願いします。

案では地域住民との合意形成についてがメインとなっております。

(委員)

合意形成の重要性を具体的に表現したいと思います。騒音や振動は感覚公害であり、景観、人と自然との触れ合いといったものとともに、地域住民の主観や考え方によって、調査結果が大きく変わってくるものです。ところが、現状、合意形成がまったくできていないという状況です。このような状況では、データに基づいて、公正・適正に評価できませんし、だからこそ合意形成は必要になってくるわけです。答申の文面としては「感覚公害（騒音、振動等）や景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については、地域住民の主観や考え方が環境影響評価に大きな影響を与えることから、合意形成を欠いた事業実施は公正、適正な環境影響評価の妨げになる」といった文言を追加したいと考えます。審査会としても、合意形成が取られていない現状が、審査の妨げになっているということを表明したいと思います。

(委員)

総論の箇所にも記載がありますが、これまで議論してきた環境要素においても、最新の科学的知見に基づいた調査、予測及び評価を行うべきという意見を述べることになるわけですが、今、議論している合意形成についても、「科学的な知見に基づく合意形成を図る」といった文言を入れるとよいかと思います。また、合意形成はプロセスのことを言いますので「プロセスを明示すべきである」といったことを記載するといったことも考えられます。また、開発については、共同事実確認の技術が必要である、と言われているのでそういった文言を入れるなど、これらを答申に盛り込むことによって、やるべきことを明示することも重要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

また、さきほどの感覚公害とも通じる話ですが、騒音、振動等についての数値的な調査は行うわけですが、最も重要なのは風車ができることによって、その影響を受ける住民の心情だと思っています。そこに将来住むかもしれない子供たちに対しても住み続けたい地域になるかといった調査が必要ではないでしょうか。

(委員)

今、ご発言のあった両委員の意見を踏まえてですが、現案の総論部分においては「あらゆる措置を講じてもおお、重大な影響を回避又は低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行うこと。」とあり、これは配慮書時の答申のスタンスを踏襲しているのですが、ここでさらに一步踏み込んで、「地域住民との合意形成が得ら

れなければ」という意見を追加してもよいのではないのでしょうか。例えば、(8) その他の項目において「今後、適正に環境影響評価手続きを進めるに当たっては、」の後に「那賀町、海陽町が反対を示していることを踏まえ、」や「別紙の両町の具体的な意見を踏まえ、」に続けて「地域住民に対し、」などとしてはどうでしょうか。また、「寄せられた意見等を事業計画に十分に反映させること。」としておりますが、「寄せられた意見等を事業計画に十分に反映させたいうえで、地域住民との合意形成が得られなければ、本事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直し」との意見にはいかがでしょうか。

それを踏まえて、総論意見についても「重大な影響を回避又は低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行うこと。」の箇所を「重大な影響を回避又は低減できない場合または地域住民との合意形成が得られない場合は、本事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行うこと。」としてもよいと思います。住民が納得していないような調査、予測、評価の方法は適当ではないという意見を入れるべきだと考えます。開発されてからでは手遅れなケースが多く、合意形成の過程で軋轢が生まれると将来に渡って残り続けますので、メッセージとして入れた方がいいと思います。

(委員)

科学的知見に基づく、専門家の助言を得てというような意見を述べるべきだと考えます。合意形成の基盤として、地域との信頼関係の構築が必要となることを踏まえると、総論の「今後、適正に環境影響評価手続きを進めるに当たっては、事業の内容等について、丁寧かつわかりやすい説明を十分に行い、地域との合意形成を図ること。」の部分については、「今後、適正に環境影響評価手続きを進めるに当たっては、地域との信頼関係の構築に努め、～」としてはいかがでしょうか。

(委員)

住民との信頼関係が成立しないと、事業は進みませんので、合意形成に関しては強めの意思表示をした方がいいと思います。

(委員)

騒音、振動、景観、人と自然との触れ合いの活動の場に関してですが、事業者と地域住民との間にひずみがあるような状態でデータを取っても、委員が審査会で正しく判断するデータは取れないと考えます。信頼関係があるとまでは行かなくても、例えば、まあ仕方ないかといったレベルの関係まで行かないと、正しく評価できないのではないのでしょうか。

振動、騒音の項目に関して言うと、数値上はうるさくないと判断されたとしても「うるさい。」と言われたら、それはもう振動、騒音になってしまいますから。感覚公害は数値ではなく気持ちの問題と言うことができ、また景観についても、普段全く気にしていないものでも、負の感情があると見たくもなくなってしまいます。両者の関係が上手くいかない状態では、正しく評価できないという立場から意見を述べた次第です。

(会長)

そのような内容を事業者に指摘するということですね。

では、合意形成に関する技術的なこと、科学的なこととしてはどのような内容を示しましょうか。

(委員)

答申案では、地域への説明に努めるよう求めることになっておりますが、それでは、説明さえすればそれでよいと思われかねません。関係者の洗い出しやどのように意見を抽出するかといった方法についても重要です。

(委員)

答申は知事意見の参考にしてもらう意見です。総論で「抜本的に見直すこと」と書くのであれば、どのような場合に見直すかを述べるのが審査会のメッセージだと思います。重大な影響を回避又は低減とありますが、これを誰がどのように評価するかでかなり変わってきます。審査会の専門家から見たら不十分、住民から審査会とは異なる観点からみて不十分という現状です。答申案に記載できないという根拠はないと思いますが、ただ答申で述べるのが奇異に映るということであれば、説明に努めるという内容にとどめずに、例えば地域との合意形成を図る上でこういうことに気をつけてくれというような表現を記載してはどうでしょうか。

(会長)

環境に影響を与えることについて、地域住民との合意形成が必要というような意見は述べることはできると思いますが。委員からいただいた意見ですが、気持ちとしては多くの方が持っていると思いますので、審査会答申で書ける範囲で書けたらと思います。

(会長)

最後に、さきほどから意見は頂戴しておりますが「1 総論」について審議をお願いしたいと思います。

(委員)

環境影響評価の手続きの中で、住民との合意形成の過程や結果は重要であると考え、強制力はありませんが「地域住民との合意形成が得られない場合は」という表現を追加した方がよいと考えました。

(会長)

先ほど、搬出入路についても、意見を述べるべきであるとの声もありました。

(委員)

まだ搬入路のルートは決定していないとのことですが、一番大きな影響を与えるのは搬入路の工事だと考えております。稜線沿いには大きな改変が起こりますので、搬出入路の

造成工事の影響についてはどこかに入れてほしいと思います。

(会長)

例えば、総論の第2段落目では「風力発電設備の設置及び設置工事」としか述べておりませんので、ここに搬出入路の記載を加えるというのはいかがでしょうか。

(委員)

一言入れていただければよろしいかと思います。

(会長)

合意形成と搬出入路に関しての意見がございましたが、それ以外で何かご意見があればよろしく願いいたします。

(委員)

当事業については那賀町、海陽町から反対意思が示されております。地域から反対意思が示されているという事実がありますので、「那賀町及び海陽町から明確な反対意思が示されている」というフレーズを答申にも追加できないものでしょうか。地域からの反対があることをもって意見を変えるものではありませんが、そういった社会状況下で環境影響評価を行うことになるという事実を記載するという意味合いです。社会状況を見渡した上で環境影響評価を行うべきであるということです。

(委員)

「8 その他」に記載するべきと考えておりましたが、総論部分で述べるとはっきりすると思います。

(委員)

私もその意見に賛成です。

(委員)

地域からの反対があるという記述はあった方がよいと思います。

(会長)

地域から反対があるという事実を記載するというご意見がございましたが、異論はないでしょうか。それでは、文言については、会長と事務局にお任せいただくということでお願いします。

(委員)

総論についてですが、「県南の環境を支えている那賀川」など那賀川についても記載が必要だと思います。

(会長)

ありがとうございました。言いたいことをすべては書けないところもございますが、特に重要な点は、本日の審議でまとめられたかなと思います。今日の審議を踏まえ、答申として述べていくこととさせていただきます。細かい文面については、実際に答申するまでに、皆さんに指示を仰ぐこともあろうかと思いますが、基本的には事務局、会長に任せてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは事務局と会長でまとめて答申したいと思います。

「(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する審査会の意見について」の本日の審議はこれで終了にしたいと思います。

(会長)

本日、他に議題等はないようですが、この際、他に何か御意見あればお願いします。

(委員)

県知事が意見を述べて、今後、事業者が事業を実施することとして、調査を実施していくことになると思いますが、そのスケジュールを教えてくださいませんか。

(事務局)

今のところ、事業者から具体的なスケジュールの報告は受けておりません。方法書手続きにおいては、再公表を行ったこともあり、当初より期間は伸びておりますので、事業者も今後調整すると思います。なお、事業者からは合意形成については、重要視しているということも聞いております。新しい情報がありましたら、報告させていただきます。

(委員)

本事業にかかる次回審査会はどうなるのでしょうか。

(事務局)

準備書が事業者から提出されてから、審査会ということになると思います。

(委員)

今回の意見は調査に反映されるのでしょうか？

(事務局)

意見を踏まえて事業者が調査、予測、評価等を実施し、事業者がその結果をまとめた準備書が作成され、さらに修正等を行った評価書が作成されます。

(会長)

長時間のご審議ありがとうございました。これをもちまして令和3年度第1回徳島県環境影響評価審査会を終了させていただきます。進行を事務局へお返しいたします。

(事務局)

閉会に当たりまして、県グリーン社会統括監から挨拶を申し上げます。

(グリーン社会統括監閉会あいさつ)

(司会)

以上をもって閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。